

無人航空機飛行のガイドライン 20210611

無人航空機飛行のお申込み

- ・ 研究林利用申請が許可されている方のみ、無人航空機飛行のお申込みができます。
- ・ 芦生研究林内で無人航空機の飛行をご希望の方は、事前に飛行計画を提出してください。飛行計画には実施日時、飛行エリア、発着地点、使用機体、飛行形式（マニュアル飛行か自動飛行か）および航空局に申請が必要な飛行の有無を明記してください。

飛行条件

- ・ 利用者には以下の要件が必要です。
 1. 関係法令や無人航空機の特性に関する知識が十分にあること
 2. 使用機体の操縦技量が十分にあること
 3. 森林内や山がちな地形での飛行を経験していること
 4. 使用機体を対象にした賠償保険に加入していること
- ・ 航空法などにより許可が必要な飛行を行う場合は、事前に航空局に許可申請を行ってください。
- ・ 飛行にあたっては、航空法・電波法等の法律・規則や製造者が定めた取扱注意事項、自ら定めた飛行手順、当ガイドラインを遵守して、事故等の防止に万全を期してください。

注意事項

研究林内での無人航空機飛行に関わる以下のような特殊事情を理解したうえで、飛行計画の作成や飛行の実施をしてください。

- ・ 樹木や地形の関係から、研究林を広範囲に飛行させる場合は目視外飛行になることが多いです。
- ・ 研究林内では通信キャリアは不通になります。ネットワーク環境が必要な設定はあらかじめお済ませください。
- ・ 研究林内は樹冠が閉じている場所が多く、発着点が限られています。事前に下見を行うことを推奨します。
- ・ 研究林内には他の研究者教職員やガイドツアーの団体等がいることがあります。第三者の上空を飛行することは避けてください。
- ・ 谷部は無風でも尾根部では強い風が吹いている場合があります。事前に気象情報を確認してください。

・飛行中に所在不明になる等の不測の事態に対応できるように、飛行計画には時間的余裕を十分に持たせてください。午前中に飛行することを推奨します。

緊急時の対応

- ・無人航空機の事故等が発生した場合は研究林事務所に報告してください。
- ・墜落した機体は捜索して、回収してください。
- ・墜落機体から火災が発生した場合は可能な限り初期消火を試みてください。また、初期消火が不可能と判断した場合は、速やかに事務所に連絡してください。
- ・緊急時の連絡手段として無線機や衛星携帯電話が必要な場合は、事務所までご連絡ください。